

## 生駒市訓令甲第2号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成24年3月生駒市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表部長又は消防長の専決に係るものの項中「及び財政経営課長」を「、財政経営課長及び総務部専門官（所管専門官に限る。以下同じ。）」に改め、同表副市長の専決に係るものの項及び市長の決裁に係るものの項並びに同条第3項中「財政経営課長」の次に「、総務部専門官」を加える。

別表中「属さない課長、専門官」を「属さない課長、次長の所管に属さない専門官」に、「属する課長、専門官」を「属する課長、次長の所管に属する専門官」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。